

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」
平成 19 年 3 月改訂(第 2 版)・平成 20 年 3 月第 2 版第 2 刷

正誤表

本書の内容に一部誤りが見つかりました。読者の皆様さまにご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。

平成 20 年 5 月 28 日 (社)食品需給研究センター

頁	行	誤	正
7	33	<p>⑬ 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)</p> <p>この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示の制限や禁止について定めている。</p> <p>商品の品質や規格について、一般消費者に対し、内容が実際よりも著しく優良であると示す表示や、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示を禁止している(第4条第1項)。</p>	<p>⑬ 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)</p> <p>この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示の制限や禁止について定めている。</p> <p>商品の品質や規格について、一般消費者に対し、内容が実際よりも著しく優良であると示す表示や、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示を禁止している(第4条第1項)。</p> <p>また公正取引委員会に対し、不当な表示か否かを判断するため必要があると認めるとき、事業者に合理的な根拠を示す資料の提出を求める権限が与えられている。当該事業者が当該資料を提出しないときは、排除命令の対象となりうる(第 4 条第 2 項)。</p>
8	12	<p>⑯ 不正競争防止法</p> <p>この法律は、不正競争の防止および不正競争に係る損害賠償について定めている。</p> <p>商品の品質や規格について、一般消費者に対し、内容が実際よりも著しく優良であると示す表示や、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示を禁止している(第 4 条第 1 項)。</p> <p>また公正取引委員会に対し、不当な表示か否かを判断するため必要があると認めるとき、事業者に合理的な根拠を示す資料の提出を求める権限が与えられている。当該事業者が当該資料を提出しないときは、排除命令の対象となりうる(第 4 条第 2 項)。</p>	<p>⑯ 不正競争防止法</p> <p>この法律は、不正競争の防止および不正競争に係る損害賠償について定めている。</p>